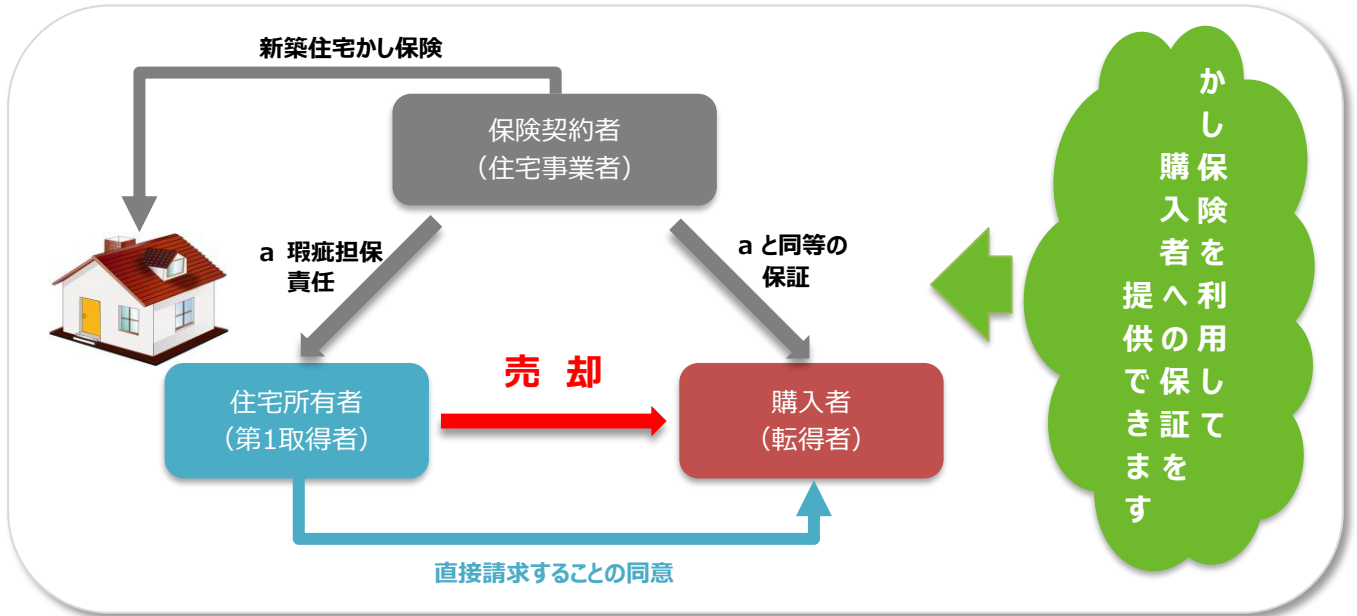


転売特約のご案内

（保険期間中に住宅を売却した場合の取扱について）

転売特約付の住宅かし保険では、保険期間中に住宅所有者が住宅を売却した場合に、所定の手続きを行うことで、住宅を買い受ける方（以下「購入者」といいます）に新築時と同内容の保証を引き継ぐことができます。転売特約は、売却発生時に付帯することもできます。

【転売手続きの概要】



【要件】

- ① 保険契約者が当社所定の保証書を使用して、購入者に対して住宅所有者に対する瑕疵担保責任と同等の保証を提供すること
- ② 保険契約者が倒産等の場合に、購入者が保険金の直接請求を行うことについて、住宅所有者が同意すること

- ③1 本手続は、任意の手続きであり、購入者への保証が法律上義務付けられている訳ではありません。
- ③2 購入者へ保証を提供した場合、事故が発生した際の免責金額や縮小てん補割合は保険契約者の負担となりますのでご注意ください。
- ③3 購入者が宅建業者の場合でも保証を引き継ぐことができます。

【手続きの案内】

- ① 保険付保証明書（転得者用）交付申請書 に下記書類を添付して提出してください。
転売特約が付帯していない場合は、併せて特約を中途付帯します。

【提出書類】

住宅所有者が用意する書類

帳票名称	備考
対象住宅の譲渡に関する通知書（写）	1回目の転売の場合は、住宅所有者の記名押印が必要です。

保険契約者が用意する書類

転得住宅に関する保証書（写）	保険契約者の記名押印が必要です。 ※原本は転得者へ
----------------	---------------------------

② 書類の提出先

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル (株)ハウスジューメン 証券事務グループ宛